

業種別ガイドラインチェックシート - 理容業 -

≪令和4年12月12日改訂版≫

チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「/」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

※チェック項目があなたのお店で該当しない場合は「該当しない」に「√」を記入してください。

1. 開設者及び管理理容師が講ずるべき具体的な対策

(1) 施設内の各所における対応策

	項目	実践して いる	実践していない	該当 しない
1)	長時間対面で会話をする場合等飛沫感染のリスクが高い場面では、必要な距離の確保(又			
	はパーティションの設置)を行っている			
2)	電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに、支払い時にコイントレーの使用			
	などにより、接触機会を減らすように努めている(支払い後に手指消毒を行う場合は			
	コイントレーを使用しなくてもよい)			
3)	感染防止のための来店者数の調整をしている			
4)	密にならないように理容椅子の間隔に配慮している			
5)	発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限をしている			
6)	入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いを励行			
	している			
7)	正しいマスクの着用、咳エチケットを励行している(不織布の推奨、個別の事情でマ			
	スクが着用できない場合は、差別が生じないように十分配慮する)			
8)	施設の換気について、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための			
	効果的な換気について」を参考に、「機械換気による常時換気」または「窓開け換気(可			
	能な限りで2方向)」に取り組んでいる			
	※いずれの場合も、以下を目安とする			
	必要な換気量目安:1 人当たり換気量 30㎡ / 時			
	二酸化炭素濃度目安:おおむね 1,000ppm 以下			
9)	HEPA フィルタ式空気清浄器やサーキュレーターを補助的に活用している			
10)施設内及びタオル、皮膚に接する器具を適切に消毒している(皮膚に接する布片は、			
	顧客一人ごとに取りかえ、皮膚に接する器具は顧客一人ごとに消毒している)			
11)共用物品は最小限としている			

(2) 症状のある方の来店制限等

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
12) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は来店をご遠慮いただくように			
呼びかけている			
13) 来店時に発熱者を体温計などで特定し入店をご遠慮いただくようにしている			
14) 予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認して			
เกล			
15) 密にならないよう施術の予約時間を調整している			
16) 顧客への施術に影響がない範囲で顧客にもなるべくマスクを着用していただくように			
している(カット施術時には耳掛け紐のないマスクを使用するなど工夫している)			
17) マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売している			

(3) 施術中

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
18) 理容椅子の間隔を広く設置する、顧客を案内する際に密にならないようにご案内する			
等、充分な距離を確保するように努めている(施術中の理容師を除き、他者と1m以			
上確保するよう努める)			
19) 従業員は作業衣を清潔に保つとともにマスクを着用し、必要に応じて手袋を使用して			
いる			
20) 顔そり等の顔面作業時には必ず適切にマスクを着用し、必要最小限の会話とすること			
に努めている			
21) 従業員は必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる			
フェイスガード、ゴーグル等を着用している			

(4) トイレ

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
22) 便器内は、通常の清掃をしている			
23) ドアノブや便座、手洗いの蛇口など不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒			
を行っている			
24) 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示している			
25) ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している			
26) ハンドドライヤー(手を乾かす設備)は使用可能、タオルの共有は禁止している			

(5) 従業員の休憩室

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
27) 人と人とが触れ合わない程度の対人距離を確保している			
28) 一度に休憩する従業員数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにしている			
29) 適切に換気している			
30) テーブル上に区切りのパーティションを設置する場合は、空気の流れを阻害しないよ			
うにしている			
31) 共有する物品(テーブル、椅子、水道の蛇口等)は、定期的に清拭消毒している			

(6) 顧客の待合室

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
32) 人と人とが触れ合わない程度の対人距離を確保している			
33) 適切に換気している			
34) 飲食物を提供する場合には、対面で飲食しないように配慮している			

(7) ゴミの廃棄

項 目	実践して いる	実践して いない	該当 しない	
35) 鼻水、唾液などが付いた可能性のあるゴミは、ビニール袋に密閉して縛り回収している				
36) ゴミを回収した後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている				

(8) 清掃・消毒

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
37) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて、不特定多数が触れる環境			
表面を、適切に清拭消毒している			
38) 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃をしている			
39) タオル、皮膚に接する器具及びシェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具の			
消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」(昭和 56 年 6 月 1 日環指			
第 95 号厚生省環境衛生局長通知)の規定に基づいて行っている			
40) 複数の顧客が共有する雑誌類に触れた後は手指消毒をしていただくこととし、タブレッ			
ト等で雑誌を閲覧していただく場合には、顧客毎に消毒を行っている			

(9) その他

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
41) ガイドラインに記載がないことは、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」			
等の規定に基づいて衛生管理を行っている			
42) 予約時又は来店時に体調や体温に関する問診を行い、状況によっては来店又は入店を			
ご遠慮いただくなど店側の対応を説明している			
43) 特に、高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、			
サービスを提供する際は、より慎重で徹底した対応をしている			

2. 従業員の感染予防のための管理

	項 目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
1)	従業員は必ず出勤前に体温を計るほか、毎日の健康状態を把握している			
2)	発熱や風邪の症状等体調が悪い場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等			
	の判断を仰ぐとともに、症状に応じて医療機関の受診や検査を受けるようにしている			
3)	従業員に対し、65 歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状			
	の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を			
	待つことなく健康観察を受けることが可能であることを周知している			
4)	従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手			
	指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている			

項目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
5) 正しいマスク着用(不織布の推奨)や咳エチケットの徹底を図っている			
6) 必要に応じ、手袋、フェイスガード、ゴーグル等を着用している			
7) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている			
8) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している			
9) 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境を可能な限り避けている			
10) 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底をしている			
11) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と 濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者			
及び管理理容師等に報告することを周知し、報告を受けた開設者及び管理理容師等は、 必要に応じて、保健所に相談し指示に従うようにしている			
12) これらの報告を受ける担当者(開設者及び管理理容師等)及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知徹底を図っている			
13) 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知徹底を図っている			
14) 従業員のワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」 等を参照している			
15) ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター 等の相談・案内等を行っている			
16)事業の実態に応じ、可能な限りローテーション勤務など様々な勤務形態を推奨し、通勤頻度を減らし公共交通機関の混雑緩和に配慮している			

集計:それぞれの項目ごとにチェックの数を集計して記入してください

項目	実践している	実践していない	該当しない
1. 開設者及び管理理容師が講ずるべき具体的な対策			
2. 従業員の感染予防のための管理			
合 計	1	2	3

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況

1. あなたのお店でやるべき対策の項目

2. あなたのお店の達成状況

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況は

